



あけましておめでとうございます

八幡坂より港を臨む(函館) / Photo by m.okuma

今こそ街に出よう! 声を上げよう! ——山内 一浩

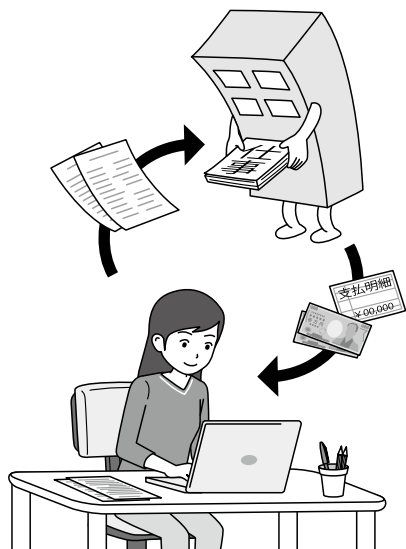
イスラエルのガザ侵攻、民間人虐殺に対し、欧米では大規模な街頭デモが繰り返し行われている。ロンドンでは昨年10月14日から毎週土曜日にデモが行われ、11月11日には何と30万人が参加したという。

イギリスの航空軍事企業の労働組合は、「この工場がジェノサイドの武器を製造している」と書いた横断幕を掲げて工場出入り口を一齐封鎖した。アメリカの自動車産業では、労働組合が長期間にわたってストライキを打ち、25%もの賃上げを勝ち取ったというが、かたやこの国では、西武百貨店の労働組合のストライキが大きく報じられたものの、

市民や労働者、労働組合の動きはまだまだ「静か」と言わざるを得ない。特に「Z世代」と呼ばれるアメリカの若者たちは、気候変動対策など社会・政治課題への関心が高く、政治的な意思表示に抵抗が薄いという。かたや、日本の若者はどうなのか?

日本国憲法21条は、言論や出版の自由とともに「集会の自由」を表現の自由として保障している。集会を開いてみんなで声を上げることは、憲法が保障する主権者の大切な権利ということだ。その権利行使をためらうのは、あまりにももったいない。

- | | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ● 弁護士 清水 洋二 | ● 弁護士 徳住 堅治 | ● 弁護士 島田 修一 | ● 弁護士 大熊 政一 | ● 弁護士 鴨田 哲郎 |
| ● 弁護士 野澤 裕昭 | ● 弁護士 宮坂 浩 | ● 弁護士 山内 一浩 | ● 弁護士 桑 一郎 | ● 弁護士 今村幸次郎 |
| ● 弁護士 雪竹 奈緒 | ● 弁護士 佐々木 亮 | ● 弁護士 梅田 和尊 | ● 弁護士 新村 響子 | ● 弁護士 並木 陽介 |
| ● 弁護士 蟹江鬼太郎 | ● 弁護士 早田由布子 | ● 弁護士 深井 剛志 | ● 弁護士 小野山 静 | ● 弁護士 大久保修一 |
| ● 弁護士 市橋 耕太 | ● 弁護士 伊藤 安奈 | ● 弁護士 鈴木 悠太 | ● 弁護士 高橋 寛 | ● 弁護士 中西翔太郎 |
| ● 弁護士 鈴木 創大 | ● 弁護士 沼田 英久 | ● 弁護士 金 東煥 | ● 弁護士 杉尾 綾 | ● 事務局 一同 |



2023年4月、いわゆる「フリーランス新法」が成立しました（2024年11月頃までに施行予定）。

同法は、フリーランス（特定受託事業者＝業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの）と発注事業者との間の取引に適用されます。発注事業者は、業務委託の給付内容や報酬の額等を書面等により明示しなければならない、給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定しなければならない、フリーランスの責めに帰すべき事由なく報酬を減額したり返品を行うなどしてはならないといった、取引の適正化に関する規制や、フリーランスが育児介護等と両立して業務を行えるよう必要な配慮をしなければならない、ハラスメント行為に関する相談対応など必要な体制整備等の措置を講じなければならない、といったフリーランスの就業環境の整備に関する規制が設けられました。

実質的には労働者であるフリーランスに対する保護としては不十分であるなど、まだまだ改善すべき点がありますので、今後もフリーランスの保護を拡充する取り組みが求められます。

「フリーランス新法」ができました

市橋 耕太

そごう・西武 労働組合のストライキ

徳住 堅治

そごう・西武労組は、親会社セブン&アイ HDの「そごう・西武百貨店」の株式売却に反対し昨年8月31日ストを敢行した。大手百貨店では、1962年の阪神百貨店以来61年ぶりのストであった。労組は、一昨秋以来HDとの話し合いを求めたが、HDは、「直接雇用する労働者はいない。」として、全て拒絶した。HDは百貨店の株式を全て米投資ファンドに9月1日売却し、その

後ヨドバシカメラが主に家電販売店として利用し、池袋西武百貨店存続が危ないことが判明した。労組は、組合員約1000人の雇用喪失に反しストで対抗した。

棗弁護士と私は、ストについてのアドバイス（一票投票によるスト権確立、スト通告・停止等の手続）を行った。久しぶりのストについて、市民の受け止めも概ね好意的だった

UP TO

辺野古基地問題

高橋 寛

防衛省の部局である沖縄防衛局は、多くの沖縄県民の反対にもかかわらず、辺野古新基地建設のための埋立工事を開始していましたが、辺野古沿岸部の大浦湾側に軟弱地盤があることが明らかになったため、2020年、工事の設計変更を沖縄県に申請しました。

これに対し、沖縄県（玉城知事）は、工期が当初の申請から実質的に3倍以上延びてしまうこと、地盤の安定性が十分に検討されていないこと、サ

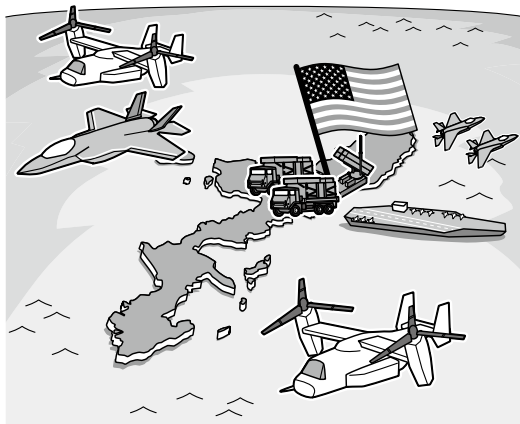
ンゴやジュゴンなどの環境保全措置に問題があること等から、設計変更を承認しないと決定しました。

これに対し、国は沖縄県に対して承認を求める是正勧告を行いました。沖縄県は国による是正勧告を裁判で争いましたが、2023年9月4日、最高裁は、国による是正勧告を適法と判断し、沖縄県の訴えを退けました。

その後も沖縄県が変更承認を行わなかったため、現在は、国が県に代わって工事を承認する「代執行」についての裁判がたたかわれています。

戦後約80年を経た現在もなお、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約7割が集中し続けています。

沖縄の基地負担を軽減するためにも、全国の市民が辺野古問題を深く知り、力を合わせる事が不可欠ではないでしょうか。





と感じた。会社のステークホルダーである労働者・労組に耳を貸さず強行したHDの対応に問題があった。アメリカでは、アマゾン・スタバ・自動車大手企業3社等がストに入り成

果を上げている。フランス・イギリスでもストが頻発している。わが国でも、ストにより労働者の労働条件・待遇の改善が図られる日々が来ることを期待している。

now

臨時国会の召集問題

最高裁判決

杉尾 綾

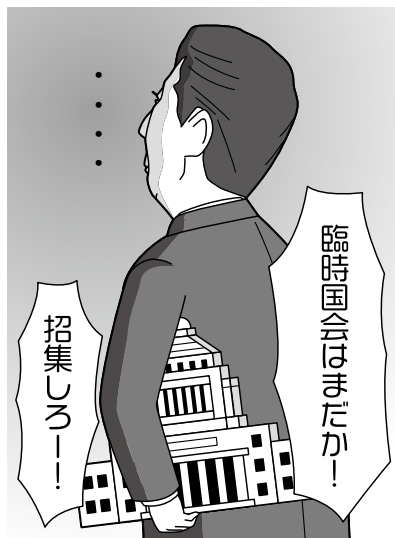
2017年6月頃、森友学園等の問題について審議する必要があるとして、憲法53条後段の規定に基づいて、72名の野党議員が国会の臨時会の召集を要求しました。安倍内閣は、召集要求の約90日後、臨時会を召集し、その冒頭で衆議院を解散し、参議院も同時に閉会となりました。

3か月余りにわたり臨時国会を召集しなかったことが憲法違反にあたるか、裁判で争われ、昨年の9月12日、判決が出されました。

最高裁判所は、「臨時国会の遅れによって個々の国会議員の権利や利益が侵害されたということとはできない。召集を要求した国会議員が、遅れを理由に国に賠償を求めることはできない」として上告を退け、野党議員側の敗訴が確定しました。

通常国会外でも喫緊の審議をする必要がある事項については、臨時国会の召集を要求し、充実した議論を行う必要があります。

安倍内閣の行為は、議論を行って



国政を決定していくという民主主義の根幹を揺るがしかねず、また、本判決は、召集要求にも関わらず、それを無視する安倍内閣の行為を追認し、同規定を形骸化させる点で問題があります。

今後も内閣が国会を私物化しないか、注視する必要があると考えております。

相続登記の義務化が始まります

不動産登記法の改正により、2024（令和6）年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

このような法改正の背景には、所有者不明の土地が増加したことによって、管理の行き届かない土地が増え、近隣への悪影響が発生したり、土地の利用が阻害されたりしていることがあります。

2024（令和6）年4月1日からは、このような所有者が不明の土地の発生を予防すべく、相続により不動産を取得した相続人に対し、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます（改正不動産登記法第76条の2第1項前段）。そして、相続人が極めて多数に上り、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合や遺言の有効性等が争われている場合等の正当な理由なく、かかる義務を怠った場合には、10万円以下の過料の罰則の対象となります（同法164条）。

遺産分割が終了していない場合でも、上記相続登記の申請義務が発生する点には注意が必要です。

沼田 英久



嬉しい阪神タイガースの日本一

清水 洋二

昨年、プロ野球の日本シリーズで阪神タイガースがオリックスバッファローズを破って38年ぶりに日本一となった。ホームランバッターであった藤村富美男のファンとなって以来長期にわたってささやかながらタイガースを応援して来た私としても待ち望んでいた優勝であり嬉しい限りである。

思い返せば、昨年のタイガースの強さの源泉は、岡田彰布監督の守りを重視したチーム作り（投手陣の質的量的充実、内外野の守備強化による失点の減少）と選手の特性を生かした固定打順による安打数・四死球増大による得点増等にあったと言える。このような岡田監督のチーム作りの構想と試合運びにおける戦略・戦術は、われわれ弁護士が複数人による弁護団事件として関与する集団訴訟等を遂行する上で学ぶべき多くの教訓を含んでいると言えるのではなかろうか。

平和憲法を守り抜く!

島田 修一

日本国憲法が施行されて今年が77年となります。私は施行された年に生まれましたが、この間、戦争の恐怖を受けることは一切ありませんでした。この平和憲法のお陰であることは明白です。しかし、この国の



政権はこの歴史を塗り替えて戦前に逆戻りさせようとしていますので、平和憲法を断固守り抜く運動に今年も参加していきます。同時に、シルバーパスを利用して路線バスの旅を繰り返す週末を今年も積み重ねていきます。

JUN
ア・ラ

矢臼別ツアー

大熊 政一



北海道別海町にある自衛隊矢臼別演習場。広大な演習場内に民有地が残されている。戦後の入植者のうち2戸が用地買収に応じなかったため。現在市民団体が運営する平和資料館が建つ。この民有地の実態調査と、ここを拠点として基地の監視など反戦活動に取り組んでいる人々との交流を目的として、この夏訪れた。敷地内のD型ハウスには大きく「自衛隊は憲法違反」の文字が。基地が地域にもたらす被害や戦争のリスクは沖縄に限らない。

浪曲師も負けてはいない

嶋田 哲郎

講釈師も勉強するが、浪曲師も負けてはいない。玉川奈々福に「語り芸パースペクティブ」(21年、晶文社)がある。17年に11回にわたって行われた語り芸の実演と講演の記録である。紹介されたのは、節談説教、説経祭文、ごぜ唄、義太夫節、講談、女流義太夫、上方落語、能、浪曲、江戸落語、そしてラップである。

はしがきに「故小沢昭一さんに、届きますように」とある。



ブレイブ～勇敢なる者

今村 幸次郎

先日、NHKで「市民X：謎の天才サトシ・ナカモト」という番組をやっていた。サトシ・ナカモトは、ビッド・コインの生みの親であるが、どこの誰かよくわかっていない。番組を手掛けたプロデューサーは佐々木健一さん。佐々木さんといえば、2016年11月に放送された「ブレイブ～勇敢なる者：えん罪弁護士今村核」を制作した人である。改めて、核さんに対するTV取材をもとに書かれた「雪ぐ人」を手にとった。無罪14件の刑事弁護士はまさにブレイブそのものであった。



弁護士過疎地で奮闘する 若手弁護士との交流

雪竹 奈緒



「ひまわり基金法律事務所」を知っていますか。日弁連が全国の弁護士過疎地に設置し、東京等で養成を受けた弁護士が赴任して、地元に着した法的サービスを行っています。先日、第二東京弁護士会(二弁)と全国のひまわり基金法律事務所の弁護士との意見交換会が福井県で開催され、二弁の担当者として参加しました。地縁もない地域で一人で奮闘する若手弁護士たちと触れ合い、大変刺激を受けました。小浜市のひまわり基金法律事務所を訪ね、途中の三方五湖では絶景に出会うことができました。

例外の暑さなのだろうか?

佐々木 亮

2023年の夏はあまりにも暑かったですね。避暑ということで北海道旅行に行きましたが、北海道も記録的猛暑で、ぜんぜん避暑になりませんでした。気温が30度に達しても暑いと思ってしまう北海道なのに、35度を超えていました…。この暑さも2023年だけ例外の暑さだったのだろうかと思いたいところですが、さて、2024年はどうなることか…。



私の好きな馬⑧ 「ステイゴールド」

梅田 和尊



ステイゴールドは頑張りやさんのお馬さん。G1レースに挑戦し続けて19回、2着3着の多いこと。もう一步のところまで勝ちきれない。私も競馬場でレースを見ていて、またかあ…と思ったものだ。そして、引退レースとなった海外のG1レース・香港ヴァーズ。直線に入ったところで後方にいて先頭の馬は遙か前方。やっぱり勝てないのかと思いきや、直線でスルスルと伸びてきて鮮やかにゴール直前で差し切ったのG1初勝利。20回目のG1挑戦での劇的な勝利、引退レースでした。

朝日に染まる縄文杉

新村 響子

山の仲間たちと屋久島に行きました。九州最高峰の宮之浦岳から永田岳へ縦走し、避難小屋で一泊。翌朝、暗いうちに縄文杉に向かいました。日が昇り始めると、樹齢7000年の幹が朝日を浴びて真っ赤に染まる神々しい姿を見ることができました。晴れた日でも陽の光が届かないこともあり、このように真っ赤な縄文杉を見られるのは大変貴重とのことでした。



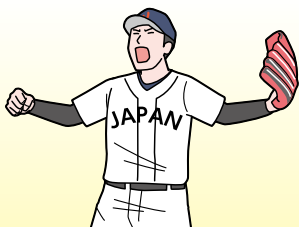
夏らしい夏

早田 由布子

我が家の保育園児たちは、生まれてからかなりの年数をコロナ禍で過ごしたため、夏らしいことをほとんど経験させてあげられずに来ました。昨年は久しぶりに、夏らしいことができる夏。暑い時期が長かったこともあり、プール、牧場、お友達一家との旅行、海、花火大会と、たくさんの経験をしました。もしかしたら我々親が、子どもたちにこれらを経験させてもらったのかもしれない。その思い出を振り返ると同時に、戦火の下にいる子どもたちにも思いを馳せずにはいられません。

侍ジャパン尽くしの2023年野球界

深井 剛志



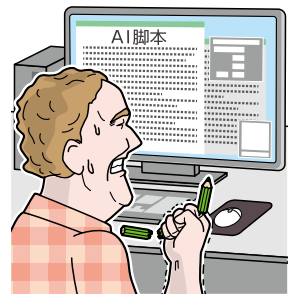
昨年11月、若手選手だけが出場する「アジアプロ野球チャンピオンシップ」が開催され、井端新監督が率いる野球日本代表の「侍ジャパン」が見事、2大会連続での優勝を飾りました。昨年3月のWBCでの優勝と合わせ、2023年の野球界は、侍ジャパンで始まり、侍ジャパンで終わったこととなります。2028年のオリンピックでは、野球が競技として復活するということが今後も野球日本代表・侍ジャパンの活躍から目が離せません。

AIの脅威

大久保 修一

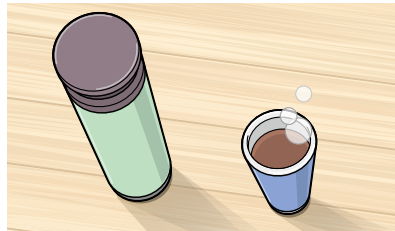
ハリウッドでは昨年、脚本家組合や俳優組合が条件の改善とともにAIの規制を求めて、長期間のストライキを実施しました。文章を作る、画像を生成するためにAIが活用されるよ

うになった現在、脚本家はアイデアがAIによって再構成・再利用されること、俳優は容姿や振舞いがデータ化されてコンピューター上で再現されることを危惧したのです。便利さの裏側で仕事や収入が奪われる未来がすぐそこに。日本でも早期の議論が必要です。



コーヒーとエコ

伊藤 安奈



コーヒーが好きで、仕事の合間や外出先でよく購入する。少し前から、エコを意識して、マイバッグと共にマイボトルも持ち歩くようになった。ただ、以前は多くのお店で、一度コーヒーを紙コップに注いでからマイボトルに移すので、正直、全然エコじゃなかった。最近、よく行くコーヒー屋で、陶器のコーヒーカップに注いでからマイボトルに移してくれるようになり、やっと、ちょっとエコっぽくなってきた。マイボトルは、こぼれにくく、冷めにくいし、毎日使うことで愛着もわく。自分にとっても快適なマイボトル、みなさんいかがでしょうか。

バスケットボール選手の労働組合設立

鈴木 悠太

日本バスケットボール選手会が労働組合の設立を発表しました。

私も学生時代からバスケットをしていて、現在は弁護士中心のバスケットチームの代表をしています。

少し前の話になりますが、2023年4月に全国法曹バスケット大会に東京チームとして出場し、準優勝することができました。

バスケット好き労働弁護士として、バスケットボール選手の労働組合設立は嬉しいニュースです。今後も動きを見守っていきたいと思います。



労働運動発展と国際連帯の貢献を目指す

中西 翔太郎

2023年9月、ILO（国際労働機関）ジュネーブ本部を訪れ、国際労働基準局・Equality Team（中核的労働基準の一つ「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（111号）」等を担当）のクリア氏



Equality Teamで勤務していた妻と私（ILOジュネーブ本部にて、クリア氏の撮影）

と意見交換する機会に恵まれました。私も弁護士団の一員である日本郵便事件最高裁判決をはじめ、同一価値労働同一賃金に関する日本の労働運動の成果と法律や判例の問題点を伝えました。今後も日本の労働運動発展と国際連帯に貢献したいと思っています。

ソフトボール大会に参加しました！

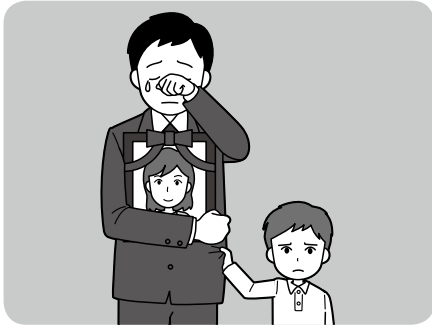
鈴木 創大



2023年11月2日に行われた自由法曹団東京支部主催のソフトボール大会に参加しました。コロナの影響で2020年以降公式開催はされておらず、2020年1月入所の私は今年が初参加となりました。野球経験のある所員が中心となって旬報チームを引っ張り、結果は8チーム中準優勝と好成績を収めることができました。数年ぶりの全力疾走により翌日以降しばらく筋肉痛がひどかったのですが、よい気分転換になりました。

労災遺族補償年金における男女差別

小野山 静



労災保険法16条の2は、性別のみを理由に、遺族補償年金の受給資格を制限しています。被災者が夫の場合、遺された妻は年齢に関係なく遺族補償年金を受け取れますが、他方、被災者が妻の場合、遺された夫は55歳以上でない限り、基本的に遺族補償年金を受け取れません。

このような制限は、遺族である夫（男性）を差別するものであると同時に、死亡労働者である妻（女性）の収入は家族の扶養にさほど寄与しなかったとして妻（女性）も差別するものです。今日では、共働き世帯が一般的な家庭モデルになりつつあります。男女の賃金格差は依然として存在するものの、現在の格差の水準や、格差が是正されつつあるという状況を踏まえると、遺族補償に関して男女間で大きな経済的差異を生じさせる必要まではありません。また、遺族である配偶者は、被災者の死亡後、経済的な面でも家庭責任の面でも変化に直面することになり、その負担の大きさに男女で相違はありません。

そのため、労災保険法16条の2は憲法14条1項に反する違憲なものであると主張し、遺族である夫を請求人として労災申請を行いました。今後、遺族補償年金の不支給決定が出された後、審査請求、取消訴訟と手続を進めていく予定です。

アマゾン配達員に対する初めての画期的な労災認定！

棗 一郎

アマゾンジャパン合同会社の下請会社の横須賀配送センターで働くアマゾンの配達員が、2022年9月、商品を配達中に階段から転落して腰椎圧迫骨折の大けがを負った。普通の労働者なら当然労災保険により治療費や休業補償給付が受けられるが、アマゾンの配達員はすべて雇用契約ではなく業務委託契約で、一方的に個人事業主として扱われて、労災保険の適用がないから、休業補償給付も治療代ももらえない。労働者として一切保護されないという劣悪な立場で働いている。しかし、実態はアマゾン配達員は毎日会社の配送指示により指揮監督の下で働いているから、「労働者」に該当する。そこで、裁判所で正面から「労働者」と認めると提訴しても、「労働者性」が争点となると裁判に長い時間がかかり、最高裁まで争われて結論が出るまで5年～10年もかかってしまう。そこで、アマゾン労働者弁護団は、労働基準監督署に労災申請をして、半年か1年で労災補償給付が受けられることになれば、使用者側は労災認定を争えないので、極めて短期間で救済される。2023年9月26日、横須賀労働基準監督署長は、アマゾン配達員を「労働者」と認め労災補償給付を支給する決定をした。これにより、全国で働く数万人ともいわれるアマゾン配達員に救済の道を開いたことになる。日本で初めてアマゾン配達員の労働者性を肯定した画期的な労災認定となった。



法律
相談

後出しマルチ

金 東煥

Q 後出しマルチの被害に遭いました。どうすればいいですか？



： 大和市「パワハラ訴訟」で勝訴しました 蟹江 鬼太郎

神奈川県大和市の大木前市長のいわゆる「パワハラ」問題については、本訴事件と反訴事件が係属していました。

横浜地裁は、2023年7月28日、大木氏の複数のパワハラ的行為を認定して、大木氏の本訴請求をいずれも棄却しました。

一方で、金子元副市長の反訴については、(1) 大木氏の発言は金子氏に対する名誉棄損であり、(2) 大木氏の本訴提起自体が不法行為にあたるとして、大木氏は金子氏に対して264万円の損害賠償を支払うよう命

じました。

日本国民には、裁判を受ける権利（憲法32条）が保障されているので、裁判の提起自体が不法行為とされることは簡単なことではありません。「裁判」を使うことで、パワハラ疑惑をうやむやにしようとしたり、自らに対する批判や証言を委縮させようとするのは許されない、そのような裁判所の判断だと思いました。今後も職場環境の改善に力を尽

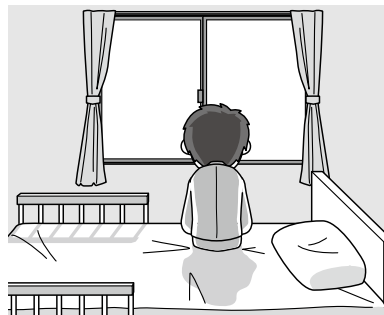


くしていきたいと思います（弁護団は、当事務所の棗一郎弁護士、沼田英久弁護士と私です）。

： 違法な強制入院を再び断罪！ 並木 陽介

ひきこもり支援をうたう「引き出し業者」が、子どものひきこもりを心配した親からの依頼によって子どもを自宅から力づくで引き出すということが行われています。これは当該子どもの意思に反する違法な行為ですが、それだけでなく、業者の指示に従わないため、引き出した後に業者が当該子どもを精神科病院に強制的に入院させるという事例も生まれています。

足立区にある精神科病院（成仁病院）が行った医療保護入院（強制入院）もその一つで、被害者は、業者



による引き出し被害を訴えていたにもかかわらず50日近くにわたって強制入院させられました。これについて私も代理人の一人として損害賠償請求訴訟を提起しました。

2022年11月に地方裁判所で判決が出され、医療保護入院に必要な医師による診察が行われなかった上に、そもそも入院の前提となる精神障害がなかったことなどを認定し、損害賠償請求を認めて病院を断罪しました。昨年6月には高等裁判所でも損害賠償命令を維持する判決が出されました。その中では病院側の主張には理由がないことを補足するなど、再び強制入院を断罪するものでした。

精神科医療の在り方に一石を投じる重要な判決です。

A 近年、物品販売等の契約を締結した後に、新規加入者を獲得することについて利益が得られる旨告げてマルチ取引に誘い込む、いわゆる「後出しマルチ」のトラブルが、大学生などの若者を中心に大きな問題になっています。

例えば投資に関する情報商材やセミナー、副業コンサルトなどを購入させ、購入者に対し、他の者を勧誘して契約を獲得す

れば、特定利益が得られると誘い出して、自らも勧誘者として新規契約者の勧誘に走るなど被害が拡大していく仕組みです。

まずは、特定商取引法上の連鎖販売取引にあたるかが問題になりますが、取引の全体を見て、「特定利益を得られることをもって誘引された」と言える場合には、クーリング・オフや不実告知を原因として取り消すことができる場合があります。また、連

鎖販売取引にあたらなくても、勧誘の不当性が認められる場合には、不法行為に基づく損害賠償を請求できる場合があります。

近年、マルチ商法の手口は巧妙になっており、誰がマルチ被害に遭ってもおかしくない世の中になってきています。安易な「儲け話」に飛びつかないことも大切ですが、被害に遭ったときは直ぐに専門家に相談し、被害を最小限にすることが大切です。

ぶらり
らくちょう

宮坂 浩

有楽町駅前のビルの建て替えに伴い、ビルの地下にあった飲食店も閉店となりました。昼時によく利用していたビルと同じ57年の歴史をもつ老舗のカレー店や蕎麦屋、洋食店等は閉店直前には大行列ができ、別れを惜しんでいました。

事務所の近くでも、高架線沿いにあった老舗の中華料理店等も閉店し、代わりにチェーン展開する飲食店が入る中、事務所の隣で長年続く食堂が健在なのは救いです。

昭和レトロと言われそうですが、画一的、迎合的な味ではなく、個性ある味や雰囲気を持った飲食店が、再び有楽町界隈に戻ってくることを期待しています。



編集後記

先日、北鎌倉へ紅葉を見に行ったが、「寺院内は撮影禁止」、「撮影してもいいが、営利目的禁止」などと注意書をした寺院が多くあった。そこで一日、スマホを鞆に入れたまま見学してみたのだが、とても心静かに、集中して鑑賞できた。とりあえず写真や動画を撮ることが癖になってしまった今日、たまにはスマホを封印して、自分の目だけで目の前のものを感じることの大切さを実感した。(青島里菜)



昨年11月17日、团支部創立50周年のつどいが行われました。私は東京支部の支部長の立場にあり、主催者として50周年のつどいを開催しました。

团支部が結成されたのは1973年、美濃部革新都政のときで全国に革新自治体が誕生していた頃でした。同じ頃、田中角栄内閣が72年に誕生し革新自治体攻撃をするなかでこれに対抗して革新統一戦線の一翼を担うことを目的として結成されました。つどいでは核兵器禁止条約を成立させノーベル平和賞を受賞した核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) の川崎哲さんに講演を戴きました。核兵器は違法であるとの規範をつくることで核廃絶は可能となるとの希望の持てるお話でした。若手団員による新しい人権や事務所経営のリレートークも好評でした。

創立50周年を経てこれら未来の50年を展望した活気あるつどいことができました。今後とも平和や民主主義、人権を守るため頑張っていきたいと思います。

自由法曹団東京支部創立50周年のつどい

野澤 裕昭

業務告知板

- 受付時間／午前9時～午後7時、第3火曜日午後3～5時は事務所会議のため受付を一時休止しております。(土・日・祝日休み)
- 取扱業務／不動産・借地・借家・金銭貸借・交通事故・医療過誤・破産・公害・離婚・相続・行政・労働・労災・少年・刑事等
- 法律相談料／30分5,500円(税込)、以降30分毎に同額加算。法律相談については、予約制になっております。電話またはホームページでお申込みください。<http://www.junpo.org/>